

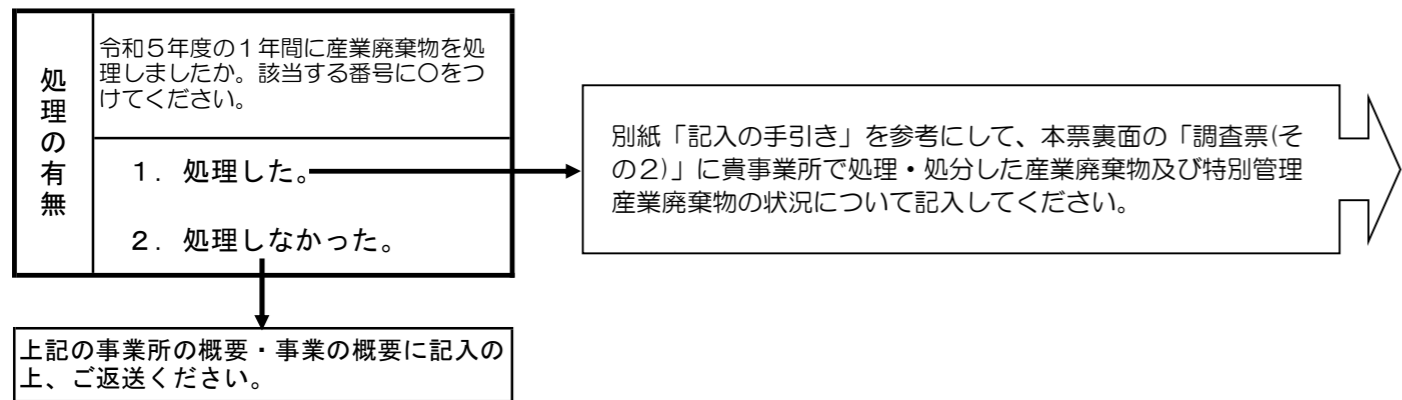
形式 S (処理業)

宮崎県

産業廃棄物実態調査票(その1)

- 本調査の対象期間は令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の1年間です。
- 本調査の対象廃棄物は、宮崎県内及び県外の事業所から受託し、宮崎県内に所在する次の施設で処理・処分した産業廃棄物です。
 - 中間処理施設、
 - 埋立処分場
 なお、宮崎県外に上記施設を有する処理業者の方は、宮崎県内に所在する事業所から受託した産業廃棄物のみ（宮崎県内発生分）が対象となります。
- 令和5年度の処理実績が無かった場合は、下記の「事業所の概要」、「事業の内容」、「処理の有無」欄まで記入して提出してください。
- 別紙「産業廃棄物実態調査票の記入の手引き」に記入要領・記入例を記載しておりますので参考にしてください。

事業所の概要	事業所名				事業内容	許可を受けている事業内容を○で囲んでください。
	所在地					1.収集・運搬
	フリガナ	フリガナ				2.積替・保管
	代表者氏名	記入者 (部課、氏名)				3.分別・選別
	記入年月日	令和 年 月 日	TEL	- -		4.中間処理
		FAX	- -	5.埋立処分	6.海洋投入処分	



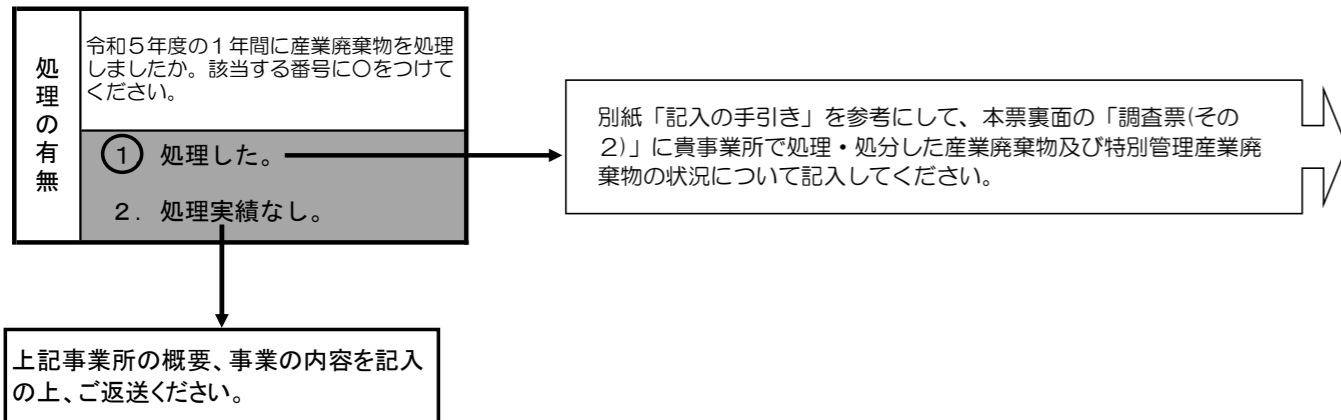
産業廃棄物実態調査票の記入の手引き

- ※ この手引きには、調査票の具体的な記入例が記載してあります。
- ※ 「記入例」を参考にして調査票をご記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。
- ※ 本調査の提出先及び問い合わせ先は、(株)グリーンエコ (電話0120-341-296) へお願いいたします。
- ※ ご提出いただいた調査票の記入内容について、電話等により確認させていただく場合がありますので、必ず調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。
- ※ E-mailで回答される場合は、sanpai-miyazaki@gr-eco.co.jpへ送信くださいますようお願いいたします。

調査票（その1）の記入要領・記入例

の記入例を参考にして調査票(その1)を記入してください。

事業所の概要	事業所名	(株) ΔΔΔ			事業内容	許可を受けている事業内容を○で囲んでください。 ①収集・運搬 ②積替・保管 ③分別・選別 ④中間処理 ⑤埋立処分 ⑥海洋投入処分	
	所在地	宮崎市Δ-□□					
	フリガナ	ミヤザキ タロウ	フリガナ	ミヤザキ ハナコ			
	代表者氏名	宮崎 太郎	記入者 (部課、氏名)	〇〇部〇〇課 宮崎 花子			
	記入年月日	令和 5年 Δ月 〇日	TEL	0985-□□-□□□□			
			FAX	0985-□□-□□□□			



廃棄物分類表(その1)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、裏面の2. 特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種 類		分類番号	具 体 例	
汚泥 (泥状のもの)	有機性汚泥	0211	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残渣、その他泥状を呈する有機性廃棄物	
		下水汚泥	0212	下水汚泥
	無機性汚泥	0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、脱硫酸こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物《金属さび粉体、廃ショットブラスト(さび落ししたものに限る)、廃サンドブラスト(塗料かすを含むものに限る)、廃活性炭など》	
		建設汚泥	0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥、道路側溝汚泥 <浚渫土砂等の泥土を除く>
		上水汚泥	0223	上水(浄水場)汚泥
廃油	一般廃油	鉱物油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		動植物性油脂	0312	魚油、鯨油、ハット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	廃溶剤	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油	
	固形油	0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、バステル	
	油でい	0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム	
	油付着物等	0350	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス	
廃酸	無機性の酸性廃液	0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液	
	写真定着廃液	0402	写真定着廃液	
	有機性の酸性廃液	0403	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液	
廃アルカリ	アルカリ性廃液	0501	アルカリ性洗浄廃液、洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、クーラント液(LLC)	
	写真現像廃液	0502	写真現像廃液	
廃プラスチック類	塩化ビニル製建設資材	0608	塩化ビニル配管・継手<ビニールシート、フィルム、タイルなどを除く>	
	FRP	0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP製品くず	
	熱可塑性樹脂	0612	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂	
	熱硬化性樹脂	0613	フェノール樹脂(パークait)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂	
	プラスチック製品くず	0614	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋	
	合成ゴム	0615	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス	
	合成繊維	0617	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ	
	廃タイヤ	大型	0625	大型車用廃タイヤ
	普通・小型	0626	普通車・軽自動車用廃タイヤ	
紙	くず	0701	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール、コピー用紙	
木	くず	0801	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類	
		0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材	
		0830	防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材	
繊維	くず	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの)<<注意!>>合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。	
動植物性残さ	動物性残さ	1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛	
	植物性残さ	1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず	
動物系固形不要物		4000	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物	

廃棄物分類表(その2)

種 類		分類番号	具 体 例
ゴ ム く ず		1100	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず
金 属 く ず	鉄 く ず	1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非 鉄 く ず	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	混 合 金 属 く ず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガ ラ ス く ず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶 磁 器 く ず	1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
	石 膏 ボ ー ド	1330	石膏ボードくず
	コンクリート製品くず	1340	コンクリート製品くずく工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く
鉱 さ い	廃 砂	1401	鋳物砂、サンドブラスト廃砂
	炉 さ い	1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューボラのノロ、ドロス、カラミ
	鉱 さ い 類	1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず
が れ き 類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コンクリート片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃 アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	そ の 他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ破片など
動 物 の ふ ん 尿	1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわたりのふん尿、馬のふん尿	
動 物 の 死 体	1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわたりの死体、馬の死体	
ば い じ ん	1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したす	
燃 え 殻	燃 え 殻	0101	燃料などの焼却灰（石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど） 《注意！》可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。
	廃活性炭・廃カーボン	0102	廃活性炭、廃カーボン
混 合 物	安定型混合廃棄物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類などの混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できるもの
	管理型混合廃棄物	2200	上記5品目以外の産業廃棄物を含む混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できないもの
シ ュ レ ッ ダ ー ダ ス ト	2300	廃自動車破砕物（廃車ガラ）、廃電気機械器具破砕物	
水 銀 含 有 物	2101	水銀を15mg/kgを超えて含有する污泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、燃え殻等	

その他 「次の廃棄物は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください」

種 類	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	使用済み自動車	廃電気機械器具	廃電池類(鉛蓄電池、乾電池等)	複合材	廃ブラウン管(側面部)	廃プリント基板	蛍光灯	水銀使用製品産業廃棄物
分類番号	2400	3000	3100	3500	3600	4011	4012	4013	2102

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

特別管理産業廃棄物	可燃性廃油	0318	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	
	腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の廃液	
	腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	2018	血液、血清、血漿、体液、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの、汚染物が付着した廃プラスチック類等	
	特定有害産業廃棄物	特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む有機性汚泥
		特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む無機性汚泥
		特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		特定有害鉱さい	1409	特定有害物質を含む鉱さい
	特定有害廃石綿等	1538	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など	
	特定有害ばいじん	1809	特定有害物質を含むばいじん	
	特定有害廃水銀等	2103	特定施設において生じた廃水銀等	
廃PCB等	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物		

重量換算表(参考値)

種 類	換算係数 (t/m ³)
燃 え 殻	1.14
汚 泥	1.10
廃 油	0.90
廃 酸	1.25
廃 ア ル カ リ	1.13
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	0.35
紙 く ず	0.30
木 く ず	0.55
織 維 く ず	0.12
動 植 物 性 残 さ	1.00
動 物 系 固 形 不 要 物	1.00
ゴ ム く ず	0.52
金 属 く ず	1.13
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
鋳 さ い	1.93
が れ き 類	1.48
動 物 の ふ ん 尿	1.00
動 物 の 死 体	1.00
ば い じ ん	1.26
上記産業廃棄物を処分するために処理したもの	1.00
建 設 混 合 廃 棄 物	0.26
廃 電 気 機 械 器 具	1.00
感 染 性 産 業 廃 棄 物	0.30
廃 石 綿 等	0.30

【例】木くず 8m³を受託した場合の重量 (t) 換算
 $8\text{m}^3 \times 0.55 \text{ t/m}^3 = 4.4\text{t}$